

平成30年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会会議録

平成30年2月23日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午後 2時28分

◎出席議員（12名）

1番	阿久津 武之	2番	渡辺 健寿
3番	沼田 邦彦	4番	川上 要一
5番	中山 五男	6番	大金 市美
7番	益子 明美	8番	石川 和美
9番	岩村 文郎	10番	渋井 由放
11番	小森 幸雄	12番	佐藤 昇市

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川 俣 純 子
副組合長	福 島 泰 夫
会計管理者兼管理課長兼会計室長	田 所 明
事務局長兼病院事務長兼総務課長	塩野目 修 一
総務課長兼施設整備室長	澤 村 雅 彦
保健衛生センター所長	澤 村 誠 一
病院長	宮 澤 保 春
統括管理監	関 口 忠 司
病院事務次長兼医事課長	南 木 信 男
消防長	吉 住 一 男
消防本部総務課長	車 和 則
消防本部警防課長	菱 沼 則 康
消防本部予防課長	八 木 弘 志

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	田 所 明
議事係長	堀 江 辰 徳
書記	田 中 信 幸
書記	石 田 直 人

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する
条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第4 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等
の一部改正について (組合長提出)
- 日程第5 (議案第3号) 南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正
について (組合長提出)
- 日程第6 (議案第4号) 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正に
ついて (組合長提出)
- 日程第7 (議案第5号) 平成29年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正
予算(第1号)の議決について (組合長提出)
- 日程第8 (議案第6号) 平成29年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の
変更について (組合長提出)
- 日程第9 (議案第7号) 平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算
の議決について (組合長提出)
- 日程第10 (議案第8号) 平成30年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及
び負担の方法について (組合長提出)
- 日程第11 (議案第9号) 平成30年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計
予算の議決について (組合長提出)

日程第12 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（佐藤昇市） 皆さん、改めましておはようございます。

本日の定例議会を傍聴したい旨、日本工業経済新聞社の満川記者、また下野新聞の柴田記者からの申し出がございました。

お諮りいたします。傍聴されることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

それでは、ただいま出席している議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、議会開会に当たり、組合長の挨拶を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） こんにちは。組合長に就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

昨年10月の市長選挙におきまして、市民のご指示と厳粛なる付託を賜り、市政を担わせていただくことになりました、川俣純子でございます。

また、昨年11月の南那須地区広域行政事務組合正副組合長会議におきまして、関係市長の互選によりまして組合長として職務を遂行させていただくことになりました。組合の発展に全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

さて、南那須地区広域行政事務組合は、昭和47年の設立以来、南那須地区住民の生活に密接に係る事務事業を行っており、現在は住民の安心安全を守る消防、住民生活に欠かすことのできないごみ処理、し尿処理、火葬、住民の生命と健康を守る病院といった行政サービスを提供しております。今後もこれらの事業を継続し提供してまいる所存ですが、そのために栃木県、那須烏山市、那珂川町と連携・協力が不可欠なものであります。

議員各位におかれましても、今後の組合運営に当たりまして格別のご理解、ご協力を賜

りますよう心からお願い申し上げて、組合長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長（佐藤昇市） 以上で組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。

これより議事日程に基づき議事に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤昇市） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

5番 中山五男議員

6番 大金市美議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤昇市） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第3（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合職員の育児

休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） ただいま上程となりました、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国家公務員の育児休業について、人事院規則の改正により、職員は、平成29年4月1日から、非常勤職員は平成29年10月1日から、育児休業の再度の取得、及び期間の延長、並びに育児短時間勤務の再度の取得ができる特別の事情として、保育所等の利用を希望し、申し込みを行っているが、定員に空きがないなどの理由で、当面の入所ができないこと、いわゆる待機児童に係る事情が追加されたことに伴い、本組合の職員及び非常勤職員の育児休業においても同様の扱いとするため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（澤村雅彦） それでは補足説明をさせていただきます。議案書の1ページの第2条第3号ア（イ）及び2ページの第2条の3の改正でございますが、後ほどご説明を申し上げます第2条の4の規定を追加するためでございます。

次に、2ページから3ページをご覧ください。追加の第2条の4の規定は、非常勤職員の育児休業の承認の対象となる子が1歳6カ月から2歳に達する日まで、育児休業をすることができる要件を追加するものでございます。

その要件の1つといたしまして、第1号では、非常勤職員またはその配偶者が、当該子の1歳6カ月に達する日において育児休業をしている場合を定めるものでございます。要件の2つ目といたしまして、第2号で、当該子の1歳6カ月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために必要と認められる場合として、規則で定める場合に該当する場合を定めるものでございます。この規則で定める場合とは、その養育する1歳6カ月から2歳に達するまでの子について、いわゆる、待機児童に係る事情により保育

所に入れない場合や、配偶者が負傷、疾病等により入院した場合などがございます。

次に第3条は、育児休業は特別の事情がある場合を除いて1回限り利用でき、原則として再度の取得はできないことになっており、例外といたしまして、再度の育児休業を取得することができる特別の事情を規定しております。

第6号の改正は、現行では配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことによるものでありましたが、新たに、育児休業に係る子について、保育所、認定こども園、または家庭的保育事業所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと、いわゆる待機児童に係る事情の規定を追加するものでございます。

また、7号の改正は、先ほどご説明を申し上げました、第2条第4号の規定に該当する場合につきましても、再度の取得を認めることとするためであります。

次に第4条は、育児休業の期間の延長に関する規定でございまして、育児休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとされているところでございまして、この第4条では、1回延長した後、再度の期間の延長ができる特別の事情が規定されております。

ここにも、先ほどの第3条第6号の改正と同様に、いわゆる待機児童に係る事情の規定を追加するものでございます。

次に第10条は、育児短時間勤務に関する規定でございまして、育児短時間勤務とは、小学校に入学するまで短時間勤務を利用できる制度でございまして、育児短時間勤務は、1回終了いたしますと、その日の翌日から起算をいたしまして1年を経過しない場合、再度の取得ができないことになっております。

この10条では、1回終了した後、その日の翌日から起算して1年を経過しない場合でも、再度の取得ができる特別の事情が規定されています。

7号の現行では、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児短時間勤務に係る子について、育児短時間勤務をしなければ、その養育に著しい支障が生じることとなったことという特別の事情が規定されておりますが、先ほどの第3条第6号の改正と同様に、いわゆる待機児童に係る事情の規定を追加するものでございます。

続きまして附則第3項の削除でございまして、国に準じて実施をしてまいりました、55歳を超える行政職給料表6級以上の職員の給料等の1.5%減額支給措置が、平成30年

3月31日をもって廃止されることに伴い、当組合におきましても、附則の改正を行うものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（佐藤昇市） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決いたします。

議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等
の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第4（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程となりました、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成29年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員と同様に当組合職員の給料、勤勉手当及び医師の初任給調整手当を引き上げるほか、国に準じて実施してまいりました、55歳を超える行政職給料表6級以上の職員の給料等の1.5%減額支給措置が、平成30年3月31日をもって廃止されることに伴い、当組合におきましても関係する条例の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（澤村雅彦） それでは補足説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧ください。

まず、第1条の南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、国に準じて、平均して0.2%の給与月額を引き上げなどを行うものでありまして、平成29年4月1日に遡って適用することとしております。

条例の改正内容を申し上げます。まず第6条第4項は、給料の日割り計算に関しての規定でありまして、休暇等条例第3条第4項を追加するものでございます。

次に第7条は、初任給調整手当の改正でありまして、那須南病院の常勤医師に支給しております手当の限度額を、月額36万8,000円から400円引き上げ、限度額を36万8,400円といたすものでございます。

2ページをご覧ください。第20条の2は、管理職員特別勤務手当でありまして、休暇等条例第3条第4項を追加するものでございます。

次に第22条は、勤勉手当の率の改正でありまして、第2項1号は一般職員に係るもので、現行100分の85を、6月に支給する場合は同じ85ですが、12月に支給する場合は100分の95に、特定幹部職員の課長等は、現行100分の105を、6月に支給する場合は同じ85ですが、12月に支給する場合は100分の115に、それぞれ引き上げをするものであります。

第2号は再任用職員に係るもので、現行100分の40を、6月に支給する場合は同じ40ですが、12月に支給する場合は100分の45に、特定幹部職員は、現行100分の50を、6月に支給する場合は同じ50ですが、12月に支給する場合は100分の55に、それぞれ引き上げをいたすものでございます。

3ページをご覧ください。附則第5項の改正は、55歳を超える職員に対する給与の支給に関する特例措置として、行政職給料表6級以上の課長職は、現行1.5%の給与削減措置がとられておりますが、それに係ります勤勉手当でありまして、一般職員同様にそれぞれ支給率を上げて、改正するものであります。

なお、この改正によりまして、勤勉手当の年間支給率は、現行の1.7カ月から0.1カ月アップされまして1.8カ月、期末手当とトータルいたしますと現行の4.3カ月から4.4カ月に変わるものでございます。

次に別表の改正であります。別表第1は行政職員の行政職給料表、7ページの別表第2、その1 医療職給料表(1)は、那須南病院の医師に適用するものであります。10ページのその2 医療職給料表(2)は、薬剤師、放射線技師、臨床検査技師等に、13ページのその3 医療職給料表(3)は、看護師、准看護師に適用するものであります。

18ページをご覧ください。第2条の改正は、同じく職員の給与に関する条例の改正であります。第21条は期末手当の改正で、55歳を超える職員に対する給与の1.5%減額支給措置は平成30年3月31日までの期限としていることから廃止するため、附則第3項第3号を削除するものであります。以下、55歳給与支給特例措置廃止とさせていただきます。

次に2項の条文中、には、への訂正は、他の条文との語句の整合性を図るためでございます。また、条文中第22条第2項及び附則第5項の附則第5項の削除、次の第4項の条文中、附則第2項第2号の削除につきましては、55歳給与支給特例措置廃止によるものでございます。

20ページをご覧ください。第22条は勤勉手当の改正で、条文中の及び附則第2号第3号及び21ページの附則の削除は、55歳給与支給特例措置廃止によるものであります。

また、第2項第1号は一般職員に係る支給率の改正でありまして、現行100分の85を100分の90に、特定幹部職員の課長等は、現行100分の105を100分の110に、それぞれ引き上げるものでございます。

第2号は再任用職員に係るもの、現行100分の40を100分の42.5に、特定幹部職員は、現行100分の50を100分の52.5に、それぞれ引き上げるものでございます。

24ページ、25ページをご覧ください。第3条は、南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正、第4条は南那須地区広域行政事務組合職員の修学部分休業に関する条例の一部改正、第5条は南那須地区広域行政事務組合職員の高齢者部分休業に関する一部改正でありまして、55歳給与支給特例措置廃止によりまして、それぞれ附則の南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する部分を削除するものであります。

なお、当組合では、技能労務職員といたしまして、那須南病院の看護助手が14名おりますが、給料の改正は規則での改正となりますので、本条例の改正に伴いまして、併せて規則の改正を予定しております。

以上で補足説明を終了させていただきます。

○議長（佐藤昇市） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） これは前もって質問事項に入れていなかった点なのですが、申しわけありません。給与水準を示すラスパイレス指数についてお伺いしたいのですが、1カ月ちょっとぐらい前だったか、下野新聞に県内25市町村の推移表が出ました。その中で、那須烏山市は比較的上位にありました。那珂川町はそうでもなかったと思いました。

それで、広域行政の職員の給与水準というのがどの辺にあるのか、検討、計算されたことがあるのかどうか。特に、1市1町からの派遣職員がおりますが、それら職員の給与のこともあるものですから、もしわかりましたらお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（澤村雅彦） ラスパイレス指数でございますが、広域におきましては計算はしておりません。市町村につきましては計算して公表する義務があるかと思うのですが、広域におきましてはその義務が今のところありませんので、現在のところ計算はしていない状況であります。

○議長（佐藤昇市） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） わかりました。それで、高いのかな、安いのかな。広域行政の職員給与を、那珂川町、那須烏山市の職員と比較した場合。同じような年齢、経歴から比較して。その辺のところは検討したことはないのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（澤村雅彦） 特に比較はしておりませんが、給料表を見ますと、7級をとっておりますのは消防長のみでありまして、その他の課長は6級制ということで、那珂川町さんに準じていますので、高くはないのではないかと考えているところでございます。

○5番（中山五男） はい。

○議長（佐藤昇市） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5（議案第3号）南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正
について

○議長（佐藤昇市） 日程第5（議案第3号）南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） ただいま上程となりました、議案第3号 南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

危険物施設の設置許可等に係る消防手数料は、地方公共団体の手数料の基準に関する政令により定められており、原則3年ごとに見直しが行われているところであります。

平成29年度は手数料の見直しの年度に該当し、政令が改正されたことに伴い、当組合の消防手数料条例の一部の改正をするものであります。

詳細につきましては、予防課長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 消防予防課長。

○消防本部予防課長（八木弘志） ただいま提案いたしました議案について、補足説明をいたします。南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正について補足の説明をいたします。

本改正は、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可及び検査等の手数料について改正するものであります。改正内容につきましては、南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正の議案書の2ページをお開きください。

区分をご覧願います。準特定屋外タンク貯蔵所、3ページの特定屋外タンク貯蔵所、続きまして4ページ、5ページの浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分から、6ページの岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所までの表記は、設置の許可に係る審査手数料の標準額について改定をしたものでございます。

次に12ページから13ページに移りますので、12ページをご覧ください。特定屋外タンク貯蔵所の基礎・地盤検査、14ページ、15ページの溶接部検査区分から、16ペ

ージの岩盤タンク検査までの表記は、完成検査前検査に係る審査手数料の標準額について改定したものでございます。

次に17ページ、18ページ、特定屋外タンク貯蔵所の区分から、19ページの岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所までの表記は、保安検査に係る審査手数料の標準額について改定したものでございます。それぞれ手数料の額を引き上げるものでございます。

今回の改正に該当する特定屋外タンク貯蔵所等は、主に石油コンビナートなどに設置されている規模の大きなタンクで、この管内に該当するものはございません。

以上で、南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正の補足説明とさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 多分これ、消費税は、法令で定められてやるやつなので入っていないということでしょうか、確認だけです。

○議長（佐藤昇市） 予防課長。

○消防本部予防課長（八木弘志） 議員の言うとおりの、消費税は含まれておりません。

○議長（佐藤昇市） 渋井議員。

○10番（渋井由放） そうすると、消費税が上がってもこのままということですね。了解しました。

○消防本部予防課長（八木弘志） そのとおりです。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6（議案第4号）南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第6（議案第4号）南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程となりました、議案第4号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在、建物の消防法違反の情報については、消防機関が命令を行った際に公示として初めて建物利用者へ情報提供をします。しかし、公示に至るまでの間、消防機関が建物の火災危険に関する消防法違反の情報を把握していたとしても、その情報が利用者へ提供されない状況にあります。

今回の条例の改正は、第48条 防火対象物の消防用設備等の状況の公表を追加するものであります。火災の危険性が高いと判断した消防法違反のある建物の情報を公示に至る前に公表することで、利用者自らがその情報を入手し、建物利用における判断を可能とすることが目的であります。

詳細につきましては予防課長に説明させますので、何とぞ慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 消防予防課長。

○消防本部予防課長（八木弘志） 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について補足説明をいたします。

現在、違反防火対象物については、南那須地区広域行政事務組合火災予防違反処理規程により防火対象物の命令内容の公示が義務づけられております。

しかしながら、建物の危険性に関する情報が、利用者に提供されるまでに時間を要する状況にあります。処理内容として、建物の立入検査を行い、関係者に違反事実を書面にて伝え、改修計画書の提出を求め、改修計画書の提出がなされていないなど、是正に向けた動きが見えないところには、警告を行うなどの指導を行います。それでも是正されない場合に命令となります。最低でも、違反指摘から知らしめるのに半年程度は必要となります。

この状況を踏まえ、利用者自らがそれらの建物の情報を得て、利用するか否かを判断できることが必要であることから、総務省消防庁は消防法令に重大な違反のある建物について、その違反内容等を公表する制度の導入を決定いたしました。

このたびの一部改正により追加された第48条は、消防機関の立入検査により重大な消防法令違反があると認められたとき、立入検査の結果を通知するとともに、通知を交付してから14日経過したにもかかわらず違反が認められたときには、公表をする旨の予告通知を併せていたします。その後、経過の確認をし、なおかつ当該立入検査の結果と同じ違反の内容である場合、関係者に公表の通知をし、公表予定日を経過した場合、違反のある建物の情報を公表するものであります。

ただ、今回の改正について、公表の対象となる防火対象物は、劇場、飲食店、店舗、病院や福祉施設等の不特定多数の方が利用するものになります。

公表の対象となる違反は、これらの防火対象物に対して屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備において、設置義務があるにもかかわらず設置がされていない場合となり、未設置となってしまった理由は、消防法令の規制に変更が生じ、それまで不

要であった消防用設備が新たに必要になったもの、経過処置の時期を過ぎても依然として消防用設備等を設置しなかった場合になります。

公表する情報は、建物の所在地、名称、違反の内容になります。公表方法は、消防本部のホームページで行います。

本改正には、住民の方々への本制度の十分な周知期間が必要となるため、公布から施行まで1年間の期間を設けております。

以上で、火災予防条例一部改正の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） ホームページで公表するということですが、今、ホームページはどのぐらいの1日のアクセスがあって、ホームページ上で公表して、どれほど市民の皆さんに理解していただけるのかなという疑問がありますが、その点についてはいかがですか。

○議長（佐藤昇市） 予防課長。

○消防本部予防課長（八木弘志） ほかの市町のアクセスの数ですが、大体月当たり、東京消防庁の場合は1万4,000件という結果が出ております。

また、当消防本部におきましては、ホームページのアクセス数に関しまして、今後行っていきたいと思いますので、具体的な数字等は挙げられない状況ということでございます。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 現在どのぐらいのアクセス数なのでしょうかとというのがまず第1点。うちの広域行政事務組合の消防の。私は結構見えていますけれど。

あと、そういう現状の中で、数字が出ている中で、多分少ないんじゃないかと想像しているんです。少ないということは見る人が少ないということですから、公表してもあまり効果はない。ただ方法としてはこれしかないのだというような。そのほかに、もっと別な効果があるものを出せるのかということも含めて。

○議長（佐藤昇市） 予防課長。

○消防本部予防課長（八木弘志） ホームページのほかに、我々消防機関がその対象に立ち入ったときに、チラシ等を配布したり、または市町の広報誌にチラシの差し込みをしたり、そういったものを行っているところでございます。

○議長（佐藤昇市） アクセス数は。今現在の。
総務課長。

○総務課長（澤村雅彦） 組合のホームページ関係なので、総務課のほうで担当しておりますので、私のほうで答えをさせていただきます。

現在、組合のホームページですが、カウント数をつけておりませんので、何件ホームページのほうにアクセスされたかというのは把握できていない状況でありますので、今後、予算等の関係もございしますが、その辺を検討させていただければと思います。よろしくお願いたします。

○10番（渋井由放） はい、了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7（議案第5号）平成29年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の議決について

◎日程第8（議案第6号）平成29年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について

○議長（佐藤昇市） 日程第7（議案第5号）平成29年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の議決について、及び日程第8（議案第6号）平成29年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更についての2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま一括上程となりました、議案第5号 平成29年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算の議決について、及び議案第6号 平成29年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第5号につきまして、概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ81万7,000円を増額いたしまして、予算総額を23億1,481万7,000円とするものであります。

歳入の主なものについて、説明を申し上げます。

分担金及び負担金においては、地方交付税算入額の確定による精査で657万3,000円を減額するものであります。

国庫支出金については、緊急消防援助隊設備整備費の確定により55万6,000円を減額するものであります。

繰越金は、前年度繰越金の確定により1,135万2,000円を増額するものであります。

す。

組合債については、消防施設整備費の確定により370万円を減額するものであります。次に、歳出について説明を申し上げます。

総務費では、人事院勧告に準じた組合職員給与の改定、委託費などの事業の精査、財政調整基金への積み立てにより、557万3,000円を増額するものであります。

衛生費では、病院事業整備基金や保健衛生センター施設整備基金への積立金の増額、し尿処理施設やごみ処理施設の焼却灰や不燃物残渣などの処分委託費などの事業の精査により43万5,000円を減額するものであります。

消防費では、消防通信施設整備負担金の額や高規格救急車購入などの事業費の確定により、432万1,000円を減額するものであります。

次に、議案第6号につきまして概要を申し上げます。

負担金の額の変更につきましては、補正予算でもご説明いたしましたように、地方交付税算入額の確定に伴い、負担金額を変更するものでございまして、組合規約第13条第2項の規定により、議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては管理課長に説明させますので、何とぞ慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 管理課長。

○管理課長（田所明） それでは詳細説明をさせていただきます。初めに、議案第5号一般会計補正予算第1号についてご説明いたします。議案書2ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、81万7,000円を増額し、予算総額を23億1,481万,7000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。第2表 繰越明許費では、3款衛生費、2項清掃費、4目一般廃棄物処理施設整備費において、一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定が遅れたため、建設候補地選定支援業務を平成29年度から平成30年度の2カ年から、平成30年度から平成31年度に変更することに伴い、事業費324万円を次年度に繰り越すものであります。

第3表 債務負担行為補正につきましては、建設候補地選定支援業務の事業実施年度の変更に伴い、平成30年度の債務負担行為334万8,000円を廃止するものであります。

5ページをお開き願います。事項別明細書に従って歳入からご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金ですが、那須烏山市に算入されます地方交付税の広

域行政分が確定したことに伴い、2目の衛生費負担金では、1節保健衛生費負担金において病院費負担金を623万7,000円、斎場費負担金については17万6,000円をそれぞれ減額しております。

2節清掃費負担金については、し尿処理費負担金で9万9,000円を増額し、ごみ処理費負担金で4万6,000円を減額しております。

3目の消防費負担金ですが、21万3,000円を減額しております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金については、緊急消防援助隊整備費補助金で高規格救急車の事業費の確定により55万6,000円を減額するものです。

5款財産収入、1項財産運用収入は、財政調整基金など4つの基金の利子収入となり、利率の確定により29万4,000円を増額しております。

8款繰越金、1項繰越金は、前年度繰越金の確定により1,135万2,000円を増額するものです。

10款組合債、1項組合債では、高規格救急車の事業費確定により370万円を減額するものです。

続きまして、歳出について説明いたします。6ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費ですが、1目一般管理費は人事院勧告に準じた給与改正及び職員数の変更による人件費の精査、委託料、使用料及び賃借料で事業費の確定に伴い、249万1,000円を減額いたしました。

2目財政管理費では、財政調整基金への積立金806万4,000円を増額いたしました。

3款衛生費、1項保健衛生費では、1目の保健衛生総務費において病院事業整備基金の利子の確定のため、積立金1万6千円を増額しております。

2目斎場費では、燃料単価の上昇に伴い需用費で増額し、委託料及び工事請負費で事業費の確定のため74万8,000円を減額いたしました。

7ページをお開き願います。2項清掃費では、1目の清掃総務費では人件費を精査したほか、保健衛生センター施設整備基金への積み立てを行い、2,523万2,000円を増額しております。

2目のし尿処理費では、処理用薬剤使用量と電気量の減量、工事請負費での事業費確定により、791万1,000円を減額しております。

3目のごみ処理費においては、人件費を精査したほか、委託料で布団類、不燃物残渣、焼却灰処分の搬出量の減少、工事請負費での事業費の確定により640万6,000円を減額いたしました。

4目の一般廃棄物処理施設整備費では、人件費の精査及び一般廃棄物処理施設整備基金の利子の確定のため、積立金で904万3,000円を減額しております。

8ページをご覧ください。5目の敦賀市民間最終処分場対策費では、訴訟事務委託料などの精査で157万5,000円を減額いたしました。

次に4款消防費、1項消防費については、1目の消防総務費においては人件費の精査、消防通信施設負担金の確定により103万6,000円を増額しております。

2目の消防施設整備費については、高規格救急車等の事業費の確定により535万7,000円を減額するものです。

9ページから12ページについては給与費明細書となっております。

13ページは地方債の現在高の見込みに関する調書となっておりますので、ご高覧をお願いいたします。

以上で議案第5号、平成29年度一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして議案第6号、負担金の額の変更についてご説明いたします。

今回の変更は、議案第5号でもご説明申し上げましたが、那須烏山市に算入されます地方交付税の広域行政分が確定したことに伴う清算となります。

那須烏山市の負担金が657万3,000円減額の14億6,026万7,000円となり、負担金の総額が21億8,824万8,000円とするものです。

以上で議案第6号の負担金の額の変更について説明を終わりとさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。なお、質疑に当たっては関連するページ数をお示しください。質疑はありませんか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） それではまず、補正予算のほうからお伺いをしたいと思います。

6ページに基金の積み立てがあります。6ページから7ページにかかっているのですが、平成28年度の決算ですと、この基金積立総額は4億6,770万ほどになっていると思います。それで今回もまた補正で動くわけですが、それぞれの基金の積み立て目標額と、この積立金を何に使うのか。先ほどの説明にありました衛生センターの分はわかりましたが、それ以外の基金について、一つ説明をお願いしたいと思います。

それと、9ページの表を見ますと、（2）下側の表ですね、ここの増減事由別内訳とありますが、給与改定に伴う増加分200万4,000円とありますが、今回の人事院勧告による増額が合わせて200万4,000円とみなしてよろしいのかどうかです。

議案第6号についても1つお伺いをしたいと思います。今回の組合負担金の減額の理由というのは、これは一旦那須烏山に入って、それからこの部分が広域のほうに、また再交付をするというわけなのですが、この交付税の減額になった理由、なぜ減額になったのか、こちらで承知しているのでしょうか。それとも、これは那須烏山市の財政担当に聞かないとわからないのでしょうか。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 管理課長。

○管理課長（田所明） 2点ほど管理課のほうから答弁いたしたいと思います。1点目の基金の目標額についてですが、目的については、保健衛生センター施設整備基金については施設の整備及び管理運営に充てるため、病院事業整備基金については病院施設の整備及び運営の健全性を確保するため、財政調整基金については年度間の財源の調整及び健全な財政運営に資するためという目的で、それぞれ設置されております。

一般廃棄物処理施設整備基金については、明確な目標額が設定してございますが、そのほかの3つについては、明確な目標額というのは設定してございません。財政調整基金の積立金においては5,000万程度を目安額、それは内部の目安として運用してございます。

交付税関係のことについて答弁いたします。29年度の交付税は、当初予算と比べて、確定額による補正額が減額した理由ということでございますが、交付税につきましては当該年度の単位費用や交付税に算定に関する経費の係数の変更など、不確定要素によって毎年度当初予算と確定額による補正予算との差が生じる場合がございます。

今年度においては、657万3,000円減額のうち、病院費で623万7,000円が係数の変更により減額となっております。なお、前年度においては、逆に722万2,000円が増額し、そのうち病院費で726万7,000円ということで、それぞれ増減分が、たまたま大部分が病院について、28年度においては増額、29年度においては減額という内容になってございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（澤村雅彦） 9ページの給与費関係でございます。給与改定に伴う増加分200万4,000円は、人事院勧告によるかどうかというお話でございますが、議員のおっしゃるとおりでございます。人事院勧告による増分でございます。なお参考に、職員

の1人当たりの増加額ですが、1月当たり1,000円から400円までの上げ幅となっております。

以上です。

○5番(中山五男) わかりました。議長。

○議長(佐藤昇市) 中山議員。

○5番(中山五男) そうしますと、基金については、衛生センターはわかりましたが、病院の会計とか財政調整基金は、その年度の余剰金を積み立てるということで、具体的には目標も何もないと、こう理解してよろしいんですね。わかりました。

それと、負担金ですが、これは当初予算から今回657万3,000円マイナスになりました。これは、これから提案される平成30年度の当初予算にも、やはり負担金の部分が載っているのですが、これを見ますとまたまた1,000万ぐらい落ちてしまうんです。

こういう部分がどんどん出てマイナスが続くことになると、さらに病院運営から広域行政事務組合の運営そのものが困難になるのではないかという感じがするのですが、これからもこれは続く見通しなのでしょうか。この辺のところは理解していませんか。

○議長(佐藤昇市) 管理課長。

○管理課長(田所明) 今後の見通しということで、この後に提案いたします平成30年度の予算、また負担金とも関連はいたしますが、30年度の交付税については1,820万円ほど減額になりますが、その内容については、ごみ処理費において平成14年度にごみ処理施設整備改良事業を実施した際の起債の借入金4億1,650万円の元利償還に対する交付税の算入期間とって、それに伴う交付金の分、これが29年度で終了したため、該当する元金が大きいのものですから、その分がちょうど1,820万円減額になってございます。

そのほか、事業によっては増えたもの、減ったものがございますが、30年度についての内容については以上でございます。

○5番(中山五男) 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第5号 平成29年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 平成29年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして議案第6号 平成29年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成29年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更については、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩します。再開を11時10分とします。

【休憩】（午前11時02分）

【再開】（午前11時11分）

◎日程第9（議案第7号）平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算
の議決について

◎日程第10（議案第8号）平成30年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額
及び負担の方法について

◎日程第11（議案第9号）平成30年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会
計予算の議決について

○議長（佐藤昇市） 再開いたします。日程第9（議案第7号）平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、日程第10（議案第8号）平成30年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について、及び日程第11（議案第9号）平成30年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決についての3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） ただいま一括上程となりました、議案第7号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、議案第8号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について、及び議案第9号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第7号 平成30年度一般会計予算について概要を申し上げます。

我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いており、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかに回復していくことが期待されております。しかしながら、財源の大部分が構成市町の負担金である本組合においては、引き続き厳しい財政状況が続くと予想され、事務事業のさらなる効率的な運用が求められております。

これらのことから、平成30年度予算は、前年度に引き続き厳しい財政状況を再認識し、前例や慣例にとらわれることなく予算編成に努めるのは無論のこと、事務事業全般についても、住民サービスを低下させることのないよう、知恵と工夫をもって編成作業に取り組んだものであります。

平成30年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億8,700万円となり、前

年度と比較いたしまして7,300万円の増額となりました。

まず、主な歳入について説明を申し上げます。

分担金及び負担金は、構成市町からの負担金でありまして、21億9,236万1,000円で歳入総額の91.8%を占めております。次いで、組合債が6,830万円で2.9%、繰入金が4,300万円で1.8%となっております。

次に、主な歳出について説明を申し上げます。

歳出総額の51.8%を衛生費が占めており、その額を12億3,698万9,000円といたしました。病院事業への繰出金、し尿処理、ごみ処理などの処分費用や施設の機械設備等の維持管理費用などを計上し、前年度比272万8,000円、0.2%の増額といたしました。

次に、消防費で8億6,368万9,000円となり、歳出総額の36.2%を占めております。今年度、高規格救急車及び災害対応特殊水槽付ポンプ車などの消防車両の更新により、前年度比6,492万5,000円、8.1%の増額といたしました。

以上が歳出の主なものであります。歳出全般にわたりまして、前年度に引き続き、極力、経常経費の削減に努めたところであります。

次に、議案第8号につきまして、概要を申し上げます。

平成30年度の構成市町の負担金の額及び負担の方法について、組合規約第13条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第9号 平成30年度病院事業会計予算につきまして、説明を申し上げます。

自治体病院は、その地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら、公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持・促進を図り、地域の発展に貢献することを使命としています。

このため、那須南病院においても、救急医療の確保、高度医療の推進及び僻地巡回診療等に積極的に取り組み、地域住民が安心して医療を受けられる環境整備、並びに効率的な病院運営を日夜努めているところであります。

平成30年度の予算でございますが、予算第2条に定めます業務の予定量は、年間患者数を入院で4万8,910名、外来で8万2,922名と見込み、その確保に全力を傾けてまいります。

次に、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の予算総額は、病院事業収益、病院事業費用それぞれ28億608万4,000円とするものであり、前年度に比べ0.7%、1,945万8,000円の増となっております。

予算第4条に定めます資本的収入及び支出は、資本的収入を2億8,907万3,000

円、資本的支出を4億249万5,000円とし、収支不足額については、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、概略を説明申し上げましたが、那須南病院は、本地域唯一の二次救急医療を担う病院群輪番制病院であり、本地域に欠くことのできない病院であることを十分にご理解いただき、今後ともご支援のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

なお、詳細につきましては管理課長、病院事務長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 管理課長。

○管理課長（田所明） それでは、一般会計について詳細説明をさせていただきます。

最初に議案第7号 平成30年度一般会計予算の詳細を説明いたします。5ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。平成30年度一般会計予算の総額は、前年度予算と比較いたしまして7,300万円の増額となり、23億8,700万円となりました。

4ページにお戻り願います。第2表、債務負担行為については、平成29年度補正予算（第1号）でもご説明しましたが、一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定が遅れたため、建設候補地選定支援業務を平成29年度から平成30年度の2カ年から平成30年度から平成31年度に変更することに伴い、債務負担行為を平成31年度の限度額は334万8,000円とするものです。

6ページをお開き願います。歳入からご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項負担金ですが、1目の総務費負担金については、広域センター事務局の人件費及び事務経費の負担金7,777万5,000円を計上いたしております。

2目衛生費負担金のうち、1節保健衛生費負担金については、在宅当番医制調整費負担金405万円を計上しております。

小児救急医療拠点病院運営費負担金は、取りまとめを行っている那須地区広域行政事務組合からの指示額59万7,000円を計上しております。

病院費負担金ですが、対象となった経費のうち医師確保や人件費、企業債償還のための経費が増えたため、前年度比1,026万5,000円増額の5億5,161万円を計上して

おります。

斎場費負担金について、前年度比10万4,000円減額の8,098万1,000円を計上しております。

2節清掃費負担金のうち、し尿処理費負担金では、委託料と工事請負費の減により前年度比1,146万9,000円減額の1億7,043万6,000円を計上しております。

ごみ処理費負担金については、委託料と工事請負費の減により前年度比874万5,000円減額の4億2,452万1,000円を計上いたしました。

一般廃棄物処理施設整備基金費負担金は、平成26年度から積み立てを開始し、平成30年度で5年目となるもので、積立予定額9,000万円を計上いたしました。

3目消防費負担金ですが、人事院勧告の改定に伴う人件費の増により、前年度比632万9,000円増額の7億9,239万1,000円を計上いたしました。

負担金の合計は、前年度比246万円減額の21億9,236万1,000円で歳入全体の91.8%を占めています。

2款使用料及び手数料、1項使用料ですが、1目の衛生使用料は斎場の使用料で、前年度50万円増額の700万円を計上いたしました。

2項手数料、1目の衛生手数料では、ごみ処理手数料は一般家庭系ごみの搬入量が増加傾向となっているため、24万円増額の2,775万1,000円とし、2目消防手数料は3,000円減額の41万3,000円を計上しております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は、緊急消防援助隊設備整備費補助金で、災害対応特殊水槽付ポンプ車として、1,089万2,000円を計上いたしました。

7ページをご覧ください。4款県支出金、1項県補助金ですが、病院群輪番制病院運営費補助金は、62万4,000円減額の1,047万8,000円を計上いたしました。

5款財産収入、1項財産運用収入は、1目の財産貸付収入では自動販売機6台分の賃借料5万3,000円を計上いたしました。

2目利子及び配当金は、各種基金の預金利息29万3,000円を計上しております。

2項財産売払収入、及び6款寄付金は科目存置としております。

7款繰入金、1項基金繰入金ですが、1目財政調整基金繰入金は消防総務費の増加に伴い、負担金軽減のため前年度比1,000万円増額の3,000万円を計上しております。

2目病院事業整備基金繰入金は、起債対象とならない医療機器更新費用分の負担金軽減のため、1,300万円を計上しております。

8ページをお開き願います。8款繰越金、1項繰越金は、昨年度と同額の500万円を計上しております。

9款諸収入、1項雑入については、1目の過年度収入は科目存置としております。

2目の弁償金については、東京電力からの弁償金162万7,000円を計上しておりません。

雑入については、栃木県消防学校派遣職員給与等負担金が増えたため、前年度比748万円の増額の1,982万9,000円を計上いたしました。

10款組合債、1項組合債では、高規格救急車及び災害対応特殊水槽付ポンプ車の更新に対する起債6,830万円を計上いたしました。

続いて、歳出についてご説明いたします。9ページをご覧ください。

1款議会費、1項議会費では、議員各位の報酬や事務経費で、本年度は議員視察研修を予定しておりませんので、前年度比41万3,000円減額の100万7,000円を計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、正副組合長ほかの報酬、事務局職員10名分の人件費のほか、OA機器やシステムのリース料、保守料などの事務経費となっております。人事院勧告の改定に伴う人件費の増額により、前年度比319万3,000円増額の9,510万4,000円を計上いたしました。

10ページをご覧ください。2目の財政管理費ですが、公会計システムのリース料や保守料、予算書・決算書などの印刷費などで、財務書類作成支援業務委託が終了したため、前年度比115万3,000円減額の167万9,000円を計上いたしました。

11ページをご覧ください。2項監査委員費では、監査委員2名分の報酬10万円を計上いたしました。

次に、3款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、在宅当番医制事業委託料のほか、小児救急医療拠点病院運営費負担金、病院群輪番制病院運営費負担金や、那須南病院に対する負担金・補助金で、前年度比2,262万9,000円増額の5億7,975万9,000円を計上いたしました。

2目の斎場費ですが、火葬業務委託料などで、前年度比39万5,000円増額の4,091万円を計上いたしました。

12ページをご覧ください。2項清掃費、1目清掃総務費ですが、保健衛生センター5名分の人件費のほか、事務経費で前年度比318万1,000円増額の4,122万2,000円を計上いたしました。

13ページをご覧ください。2目し尿処理費では、処理用薬剤費や光熱水費、運転維持管理業務委託費、定期改修工事などで、前年度比1,108万2,000円減額の1億3,122万2,000円を計上いたしております。

14ページをご覧ください。3目のごみ処理費では、職員9名分の人件費や臨時職員4名分の賃金、薬剤等消耗品費、光熱水費や、焼却灰や不燃物残渣の処分委託料、焼却炉内清掃・機器機能点検整備委託料のほか、施設の定期改修工事費やクレーン点検整備工事費などで、前年度比465万9,000円減額の3億3,316万3,000円を計上しました。

16ページをご覧ください。4目の一般廃棄物処理施設整備費は、2名分の人件費のほか、建設候補地選定委員会の設置経費として委員の報償費、一般廃棄物処理施設整備基金積立金で、前年度比652万3,000円の減額で1億892万3,000円を計上いたしております。

5目の敦賀市民間最終処分場対策費は、裁判打ち合わせ、出廷旅費、訴訟事務委託費等で、前年度比121万3,000円減額で179万円を計上しております。

17ページをご覧ください。4款消防費、1項消防費、1目の消防総務費は、98名分の職員の人件費のほか、研修旅費、消防車両などの維持経費、各種装備やシステムなどの点検手数料、研修参加負担金などのほか、消防通信施設運営負担金などが主なもので、前年度比3,012万4,000円増額の7億7,701万6,000円を計上いたしました。

19ページをご覧ください。2目消防施設整備費ですが、高規格救急車及び災害対応特殊水槽付ポンプ車を更新することとし、前年度比3,480万1,000円増額の8,667万3,000円を計上いたしました。

5款公債費、1項公債費では、1目は元金で新規1件を含む16件分1億7,920万4,000円、2目は利子で14件分と、一時借入金利子で422万7,000円を計上いたしました。

20ページをご覧ください。3目は公債諸費で科目存置とし、公債費合計で前年度比372万円増額の1億8,343万2,000円を計上いたしました。

最後は6款予備費で、昨年度と同額の500万円を計上しております。

以上が一般会計の歳入歳出の概要となります。

以降、21ページから26ページは給与費明細書、27ページは債務負担行為に係る調書、28ページは地方債の残高に関する調書、29ページは負担金明細書となりますので、後ほどご高覧をお願いします。

以上が議案第7号、平成30年度一般会計予算の説明となります。

続きまして、議案第8号、負担金の額及び負担の方法についてご説明いたします。

負担金の額については当初予算に対応するもので、那須烏山市の負担金は、交付税分を含めて前年度比583万円の減額で、14億6,101万円となります。

那珂川町は、前年度比337万円の増額で7億3,135万1,000円としております。

負担金の合計は、前年度比246万円減額の21億9,236万1,000円としております。

以上で、一般会計関係の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 病院事務長。

○病院事務長（塩野目修一） それでは私のほうから、病院事業会計の予算につきまして詳細説明をさせていただきます。予算書の1ページをお開き願います。

第1条は総則、第2条は業務の予定量を定めるもので、病床数は前年度と同じ150床に、患者数は入院が年間4万8,910人、外来が年間8万2,922人、1日平均患者数は入院が134人、外来が329人を予定しております。なお、患者数は、入院・外来とも前年度と同じ人数を見込んでおります。

また、主要な建設改良事業は、有形固定資産購入事業として1億8,831万3,000円と定めるものであります。事業内容につきましては、この後の4条予算のところで説明をいたします。

次に第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、病院事業収益、病院事業費用、それぞれ28億608万4,000円を予定いたしました。前年度比1,945万8,000円、0.7%の増となっております。

それでは、予算明細について説明いたしますので、25ページをお開き願います。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益は14億4,098万3,000円で、1日当たりの患者数を内科等で85人、眼科4人、療養病床45人による収益を計上いたしました。前年度比310万3,000円の増は、1人当たりの診療単価の増加によるものです。なお、病床利用率は、一般病床が89%、療養病床が90%を見込んでおります。

2目外来収益は8億1,487万6,000円で、1日当たりの患者数を内科等で315人、人工透析11人による収益を計上いたしました。前年度比768万6,000円の増は、1人当たりの診療単価の増加によるものです。

3目その他医業収益7,050万4,000円は、室料差額、人間ドック及び診断書等の文書作成収入を計上いたしました。

4目他会計負担金は、一般会計からの繰入金であります。

2項医業外収益、1目受取利息配当金は、預金利息であります。

次のページをお開き願います。2目他会計負担金、3目他会計補助金は、一般会計からの繰入金でありまして、前年度比増はリハビリテーション医療に要する経費、共済追加費

用の負担に要する経費、及び医師確保に要する経費の増によるものであります。

4目補助金は、僻地巡回診療及び院内保育所運営に対する栃木県からの補助金で、前年度比257万5,000円の減は僻地巡回診療対象経費の減によるものです。

5目患者外給食収益は、職員等への食券売り払い収入、6目長期前受金戻入は、地方公営企業会計制度の改正により、みなし償却が廃止されたことに伴い、補助金に係る減価償却相当分を収益化したもので、現金を伴わない収入です。

7目その他医業外収益は、自動販売機、売店等の設置手数料収入のほか、那須烏山市病児保育事業の受託料収入等によるものであります。

3項特別利益、1目過年度損益修正益は科目存置。

次に、28ページをお開き願います。収益的支出でございます。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、職員数の増及び給与改定に伴い、前年度比5,456万3,000円の増といたしまして、17億1,524万8,000円を計上いたしました。

2目材料費は、診療に必要な薬品、診療材料費等で、3億6,341万6,000円を計上いたしました。

3目経費は、病院機能の維持に必要な消耗品費、光熱水費、修繕料、委託料などの費用で、4億7,474万2,000円を計上いたしました。前年度比1,327万6,000円の減は、修繕費の減によるものであります。

32ページをお開き願います。4目減価償却費は、器械備品減価償却費の減により、前年度比975万8,000円減の1億5,335万9,000円を計上いたしました。

5目資産減耗費は、固定資産除却費の増により、前年度比404万9,000円増の793万1,000円、6目研究研修費914万1,000円、7目長期前払消費税償却582万5,000円、8目雑支出100万円を、それぞれ計上いたしました。

2項医業外費用は、企業債利息、雑損失等などで7,192万2,000円を計上いたしました。なお、看護師確保経費168万円は、看護師修学資金返還免除1名分を計上しております。

次のページをお開き願います。3項特別損失は、過年度損益修正損300万円を計上いたしました。

4項予備費は、前年度同額の50万円を計上いたしました。

以上が、収益的収支予算の詳細説明となります。

申しわけございませんが、予算書の2ページにお戻りいただきたいと思っております。

第4条は、資本的収入及び支出の額を定めるもので、資本的収入を2億8,907万3,

000円、資本的支出を4億249万5,000円とし、収支不足額1億1,342万2,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填をするものです。

明細について説明いたしますので、35ページをお開き願います。

1款、1項企業債1億5,090万円は、医療機器整備事業の財源に充てるため、2項他会計負担金1億3,817万2,000円は一般会計からの繰入金、3項長期貸付金返還金1,000円は科目存置。

次に支出ですが、次のページをお開き願います。

1款、1項、1目有形固定資産購入費1億8,831万3,000円で、前年度比1億3,902万2,000円の増ですが、30年度はDRシステム、一般撮影装置、電子カルテサーバーなど高額な医療機器の更新を予定しているためでございます。

2項企業債償還金2億410万2,000円は、企業債償還元金であります。

3項投資は、看護師確保のための修学資金制度による12名に対する貸付金1,008万円を計上いたしました。

以上で資本的収入及び支出予算の明細説明となりますので、申しわけございませんが予算書の2ページにお戻りいただきたいと思っております。

第5条は企業債の限度額を1億5,090万円に、第6条は一時借入金の限度額を2億円に、第7条は経費の流用ができる場合を、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費を、第9条は一般会計からの補助金の額を1億7,258万9,000円に、第10条は棚卸資産の購入限度額を3億7,467万5,000円に、それぞれ定めるものであります。

第11条は重要な資産の取得で、700万円以上の有形固定資産の取得を定めるものです。本年度はDRシステムなど5つの医療機器の取得を予定しております。内訳ですが、DRシステム及び一般撮影は、一般的にはレントゲン撮影装置と言われているもので、今回は撮影装置の更新に合わせて、CRシステムからDRシステムに変更するもので、今までより高速、高解像度、低線量で、安全な検査が可能となります。

次に電子カルテサーバーはサーバーの更新、院内ネットワークは電子カルテ及び情報系のネットワークの中継機器等の更新、医療画像管理システムは通称PACSと言われているもので、一般撮影、CT、MRI等の画像を総合管理するシステムを更新するもので、事業費はこれら合計で1億4,250万円を予定しております。なお、予算措置につきましては、予算第4条資本的支出、第1項建設改良費に計上しております。

4ページ以降は予算に関する説明資料でありますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

以上で、平成30年度の病院事業会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。なお、質疑に当たっては、会計名及びページ数をお示しください。

10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 1点だけ。消防設備整備事業で6,830万円なのですが、これは地方債を発行してということになっていますが、何年ぐらいで返す予定になっているのか。

○議長（佐藤昇市） 管理課長。

○管理課長（田所明） 29年度の高規格救急車においては、車両なので5年ですので、同じ5年を想定してございます。

○議長（佐藤昇市） 渋井由放議員。

○10番（渋井由放） そうすると、借金をするということは金利がかかる。金利はただではないですよね。4%以内ということになっておりますが、大体どのぐらいをもくろんでいるのか。

○議長（佐藤昇市） 管理課長。

○管理課長（田所明） 29年においては1.0%の金利です。4%以内で移行しておりますが、1.0%を想定してございます。

○議長（佐藤昇市） 渋井由放議員。

○10番（渋井由放） それでは1つご提案なのですが、うちのほうではあと何年もかけて9,000万ずつ基金を積んでいくんです。基金は流用して、その分の金利を払えばいいというふうになっているわけです。そうすると、9,000万のうち6,830万ぐらいですから、9,000万の金利というのは1%よりも遥かに低いと思っています。基準金利

が0.025ですからね。幾らあれしても0.何パーセントだと。すると、その差額が、自分の懐の中で動かすことができるということです。消防のほうで基金のほうに金利を払えば、銀行や政府機関に払わなくてもいいんだよ、というふうになるのではないかなと考えます。

そうしますと、1%という100万で1万ですかね。1,000万で10万ですね。6,000万だと60万というような、そこら辺が、持っているお金の中で、自分の中でやりくりができて、ほかへ出さなくて済むと、こういうふうになるのかなと思います。

一度、これについて今、反対とかそういうのではなくて、ご検討いただければありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 管理課長。

○管理課長（田所明） 今回の起債について、高規格救急車においては、以前の補助金対応分の、対象事業費のうちの3分の1の1,000万程度が、元利償還70%で交付税算入されることもありますので、議員さんが言われるように、利息のことだけ、多分そのとおりなのですが、元利について高規格救急車においては交付税措置が一部されるということもありますので、負担の平準化と、一部そういうことで交付税算入などもありますので、以前も、消防についてはそういう有利な起債がございますので、今後についてもその起債を予定しております。

以上です。

○10番（渋井由放） 現金で買うとないんですか。現金で買うと補助金とかそういうのはない。

○議長（佐藤昇市） 管理課長。

○管理課長（田所明） 起債をしたときの元利償還に対する70%なので、当然、議員さんが言われるようなことにはなっていないと。現金で購入した場合にはなっていないと。

○10番（渋井由放） 補助金はないということですね。わかりました。

○議長（佐藤昇市） 11番、小森議員。

○11番（小森幸雄） 一般会計の中で、消防費で若干質問したいと思うのですが、災害対応に対する、特殊水槽付ポンプ車、これはどういう機能を持った。普通の水槽付のポンプ車は今でもありますからわかるのですが、私が考えるに、ひょっとするとこれは災害時に給水車にもなるようなポンプ車なのかどうなのか。5,400万近い車両ですので、詳細な説明をお願いしたい。

それと、先ほどの説明の中で、消防署員の人件費の中で、98名分という話があったのですが、こちらの資料を見ると99名なのですが、1人の給料はどうなってしまうのか。1人分が明確になっていないものですから、お聞きしたいと思います。消防学校の県から給料をもらっているのか何なのか。

○議長（佐藤昇市） 消防総務課長。

○消防本部総務課長（車和則） まず、災害対応特殊水槽付ポンプ車とございます。災害対応特殊とは、国庫補助の対象規格をいいます。現在更新を予定しています車両、那須烏山消防署配置の水槽付消防ポンプ自動車なのですが、これは平成15年に緊急消防援助隊に登録してございます。その車両の更新ということになります。

その規格ですが、最低限守らなくてはいけない規格でありまして、四輪駆動であること、水槽は2,000リットルの水槽であるということ、座席は5人以上のダブルシートであること、もう1つがホイールベースは3.5メートル以上であるということですので、ちょっと大型になることになります。

ご質問がありました飲料水という問題ですが、飲料水には適さないということになります。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（澤村雅彦） 消防職員の人数であります。管理課長のほうで98名ということで説明をさせていただきましたが、99名で、訂正をお願いしたいと思います。正職員が98名になっておりますが、プラス再任用の職員が1名いますので、合わせまして99名ということで、人件費は給料のほうから出ますので、99名分であればと思います。

以上です。

○11番（小森幸雄） 了解。

○議長（佐藤昇市） ほかに質問はありますか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 3、4点お伺い申し上げます。まず一般会計の8ページを開きますと、このうちの雑入の中で、先ほど説明もあつたのですが、栃木県消防学校派遣職員の給与等負担金735万5,000円があります。このお金はどこで負担してくれるのか、なぜ負担してくれるのか。負担先と負担する理由について、まず1点お伺いしたいと思います。

次に15ページの衛生費ですが、ここからちょっと下に使用料、ここにショベルローダーのリース料が194万4,000円載っております。これは去年も同じ額が載っています。これは、私は何年か前にもこのことを質問したような記憶があるのですが、機械の購入よりも、なぜリースのほうが安いのか。経済的なのか、この辺についてお伺いをしたいと思います。

次に16ページを開いていただきたいと思います。一番下の右に、委託費として訴訟事務委託料があります。これは先ほどの補正予算で120万ほど減額しました。今年も110万2,000円計上しているわけですが、これは例の敦賀の最終処分場の関係なわけですが、今、この裁判がどの辺まで進展しているのか、今後の見通しについておわかりでしたらお伺いしたいと思います。

あと、参考のためにお伺いしたいのですが、一般会計から病院会計への負担金、これは幾つかに分かれているのですが、合わせますと5億7,508万8,000円でいいのでしょうか。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 消防総務課長。

○消防本部総務課長（車和則） ただいまご質問をいただきました8ページの歳入の雑入、栃木県消防学校派遣職員給与等負担金でございますが、現在、栃木県消防学校への派遣教官は、県内の消防本部の輪番制により、毎年4名を四消防本部から派遣することとなっております。輪番計画に基づきまして、平成30年度から3年間、当組合消防職員1名

を派遣し、その派遣職員の給与等を栃木県が負担するものでございます。

負担金の内訳につきましては、給料、期末勤勉手当、扶養手当などの給与費及び共済費でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（澤村誠一） 15ページのショベルローダーのリースにつきましてご質問がございました。ショベルローダーにつきましては、5年長期継続契約におきましてリース契約を行っており、平成30年度はリース期間の4年目となります。194万4,000円を計上させていただいております。

議員ご指摘のとおり、リースと購入の比較につきましては、購入したほうが経費節減とはなりますが、リースを行うことで年間16万円ほど多く経費を要するわけでございますが、各年度の予算の平準化ということで予算要求させていただいているということでご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 事務局長。

○事務局長（塩野目修一） 私のほうからは、裁判関係のことについてと、もう1つ病院の繰入金のことについて、2点お答えしたいと思います。

まず裁判のことでございますが、いつ判決が出るかというようなことはちょっとわかりませんが、先行して裁判を行ってございました津山圏域の例を申し上げますと、第1回口頭弁論から判決言い渡しまで、およそ15回開催されております。当組合の場合、現在まで4回開催されておりますので、先行した津山圏域の例から見ますと、まだ判決までは時間がかかるのかなと感じております。

もう1つ、病院会計の一般会計からの繰入金の総額でございますが、議員ご指摘のとおり、5億7,208万8,000円で間違いありません。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 今の訴訟の時間なのですが、15回ぐらいかかるだろうと。その

うちまだ4回なんですね。そうしますと、およそいつごろ判決が下るのか、見通しとしてお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 事務局長。

○事務局長（塩野日修一） 津山圏域の場合を申し上げますと、津山圏域は平成26年12月が第1回で、判決言い渡しがあったのが平成29年11月ということで、約3年間かかっておりまして、当組合の場合ですと平成28年11月が第1回ですので、約3年かかりますので、31年の10月とか11月になるのかなと思っております。

以上です。

○5番（中山五男） はい、わかりました。

○議長（佐藤昇市） よろしいですか。

では4番、川上議員。

○4番（川上要一） 一般会計予算の15ページ、3款ごみ処理費の15節工事請負費ですが、9,901万ですね、これあの提案というか、質問があったと思うのですが、大規模修繕費の後に1億円以上の工事請負費がかかっているということで、これはどうなんだということがありましたが、これは毎年かかるものなのか。

それと、定期改修工事がこのようにかかるのですが、先ほど全員協議会で説明を受けたときに、中で燃やす水分が足りないものですから高温となって、修繕をしなければならぬというような状況になっているということが説明に出ていたのですが、私は反対に、水分を切って、ここへ持ってくる量を少なくしたほうが良いというふうに、町民には指導していたわけですが、それは逆なのではないでしょうか。その点をお聞きしたいのですが。

○議長（佐藤昇市） 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（澤村誠一） 今、工事請負費についてのご質問がございました。平成29年度当初予算と比較しますと672万7,000円の減ということで、今回9,901万円ほど予算計上をさせていただいております。昨年度よりも減っているということで、まずご理解をいただきたいと思っております。

そのほかに、定期改修工事や、施設の同じものを定期的に改修工事しているものではなくて、年度でいろいろ、その年度年度によって計画的にやってございますので、これもつけ加えさせていただきます。今回はごみクレーン点検工事や、さらに、昨年度やらなかったような定期改修工事もやっております。

さらに、水を切ってごみを持ち込んでいただくことは大変重要なことだと思いますし、さらに分別することによりまして、炉の劣化、経費というものも削減できてくるのではないかと思いますので、減量と資源化ということで努めていければいいと思います。

○議長（佐藤昇市） 川上議員。

○4番（川上要一） 今、所長が言われたとおりのようなことを、市民、町民で実施して、幾分でもセンターの寿命が長くなるような、こんな方策を取って分別を完全にやっているわけですが、この1億円弱の修理費は毎年要るんですね。順次違った修繕をしているということで、説明を了解いたしました。

○議長（佐藤昇市） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わりにいたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第7号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして議案第8号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして議案第9号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

【休憩】（午後12時08分）

【再開】（午後13時00分）

◎日程第12 一般質問

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第12 一般質問を行います。一般質問の時間は30分で、答弁の時間は区切りません。残り5分になりましたらベルを鳴らします。また、30分を超えた場合は制止いたしますのでご了承願います。

では、通告に基づき、10番、渋井由放議員の発言を許します。10番、渋井由放議員。

[渋井由放議員 登壇]

○10番（渋井由放） 皆さん、こんにちは。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。質問事項でございますが、減災の取り組みについてということでございます。

平成27年の9月に、関東東北豪雨災害がございました。この那珂川の隣であります、鬼怒川において越水や堤防決壊等によりまして、浸水戸数は約1万棟、孤立救援者数は約4,000人となるというような甚大な被害が発生したところでございます。

これを受けまして、国土交通省では水防意識社会再構築ビジョンというものをつくりまして、減災の取り組みといたしまして、洪水浸水想定区域を市町に通知をしたものでございます。これをよくよく見てみますと、保健衛生センターは浸水のおそれがあり、また那須南病院についても、那須烏山市の水道施設が浸水して断水のおそれがあるというようなことでございます。さらには、消防は災害対策に当たるという観点から、いろいろ対応を迫られるのではないかと、このように思っております。

各組織での対策・対応はどのように進めているのかを伺うものであります。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤昇市） 組合長。

○組合長（川俣純子） ただいま、10番、渋井由放議員から、減災の取り組みについてのご質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず1点目の、保健衛生センターの浸水対策であります。国土交通省の水防意識社会再構築ビジョンに基づき作成しました那須烏山市の洪水・土砂災害ハザードマップ避難地図によりますと、保健衛生センターの位置は大桶・白久地区内にあり、那珂川の洪水による浸水は50センチから1メートル未満の浸水測定区域に位置づけられています。

また、保健衛生センター周辺については50センチ未満の浸水測定区域になっており、このため、洪水による災害発生時には、職員の生命の安全を最優先し、速やかに指定された避難所への避難を行うことが最重要と考えております。

保健衛生センターで使用する車両やコンテナ等につきましては、早期の退避等の対策が必要となりますので、洪水予報の的確な把握・確認を行うことが第一であると考えております。特に、自力で移動できないコンテナ等は、その状況により委託業者との連携の上、場内から搬出するなどして、対処してまいりたいと存じます。

なお、栃木県及び県内全市町並びにごみ処理施設を有する一部事務組合において、災害時の相互応援体制のため、栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書を、平成20年3月21日付で締結をしているところであります。

2点目の、那須烏山市の水道施設が浸水により断水となった場合の、那須南病院の対策であります。那須南病院では、断水の場合のみならず、非常時に備え、長期保存可能な水及び食料を3日分備蓄しております。

また、受水槽には病院で使用する1日分の水を確保することが可能であり、電気については、無停電電源装置及び自家発電機により対応することとしております。

3点目の消防の災害対策であります。消防は、洪水等の災害対応に当たるわけでありますので、水難救助訓練を実施して、被害軽減のために対策をしております。

昨年の5月に、消防、那須烏山警察署、那珂川警察署及び栃木県消防防災航空隊と合同で水難救助訓練を実施しております。さらに7月には、国土交通省、県土木事務所、那須烏山市、那珂川町、消防本部、両市町消防団、両警察署、建設業組合、社会福祉協議会、地区住民等15団体、約700名が参加しての南那須地区総合水防訓練を実施しております。訓練内容は、住民への広報訓練、避難誘導訓練、水害対策本部設置訓練、救護所設置訓練、堤防復旧訓練、土のう積み訓練、救出訓練、排水訓練等の実践的な訓練をしたところであります。

大規模な洪水は避けることはできませんので、今後も継続的に訓練等を行いながら、那須烏山市、那珂川町との連携を密にして、災害に対応してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 答弁ありがとうございます。それでは再質問を細かくさせていただきます。

保健衛生センターは上流にありますので、それほど深い浸水にはならないということですが、水の力というのは恐ろしいもので、浮力というものもありまして、物を浮かせてしまうというようなことがあるかなと思います。

それで、今、車両等も動かすし、コンテナ等も動かすんだよというお話をいただきましたが、それに対するマニュアルというのはきちんとつくられてあるのか。また、コンテナを動かすとすればトレーラーなどが必要ですから、そういうトレーラーヘッドの対応がどのようにになっているのか、その辺のところももっと詳しくお話をいただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（澤村誠一） 議員のほうからマニュアルの作成の有無がございました。マニュアルにつきましては、洪水等につきましては、特に作成してはおりませんが、コンテナや車両につきましては、そのような場合、重要な退避方法等必要になってくると思いますので、今後検討していきたいと思っております。

また、車両やコンテナ等の浮力の問題ですが、流されたりというようなことだと思いますが、そのような場合は、まず洪水予報、ダム放流の連絡等も衛生センターのほうに来ておりますが、そのようなものを的確に把握しつつ、委託業者をお願いしまして、搬出、ごみを長時間置かないような、コンテナ等を置かないような方法で搬出していくということに考えております。

なお、業者につきましては、ほぼ宇都宮市内から委託業者がありますので、1時間程度で対応ができるのかなと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 例えばビンだとか衣類だとかペットボトルを置いてございませぬ。そういうものに対して、流される可能性があるというようなことがあるのではないかなと思いますが、その辺のところはいかがですか。

○議長（佐藤昇市） センター所長。

○保健衛生センター所長（澤村誠一） 今、衛生センターにはストックヤードの中にペットボトルや雑誌、ダンボール、布団、布類、そういうものをストックしてありますが、雨が降って洪水が起きて水かさが増えてくるまでには多少の時間はあると思えます。時間との戦いにはなるとは思いますが、普段からそのような処理業者、あるいは搬出する業者と連携を密にして、なるべく早く場外へ搬出するようなことで考えていきたいと思えます。

また、可燃ごみ等につきましては、前倒ししましてピットの中におさまるような方法で、焼却処分をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） もう一度整理整頓、精査をして、緊急に来たときにもすぐに対応できるというようなところを確立していただければと思います。それは要望です。自分ではできるよというお話ですが、もしできなかつたらどうするんだという議論になってくるのかなと思います。

それと、コンテナなどは、業者さんは各施設なのかなと思うんです。ウィズウェイストジャパンとジークライト工業でしょうか、山形と草津のほうだということになりますと、ちょっと遠いのかなと思います。近くの運送会社さんのほうでトレーラーヘッドを持っているようなところと下話でもしていただきながら、速やかに退去できるような形そのものを構築してみたらいかがかなとご提案をさせてもらいまして、次は那須南病院のほうへいきたいと思います。

那須南病院につきましては、病院は厚生労働省の指導もありまして、備蓄の水やらそういうものを持っているというのは重々理解しているところですが、それがいま3日分と、プラス、タンクにある1日分だということで4日分だというお話かなと思います。

この災害の想定区域で、どのぐらいで水が引くのだろうというところを見ますと、水道施設、いわゆる浄水場がある城東地区は、4日間で水が引くというような形になっているのかなと思います。それから立て直して給水できるまでには、水道課に確認はしてありませんが、今までも2回ほど水が乗っているそうです。前に聞いた話では、3日かかるんだよというように聞いた記憶がございます。

ということは、3日プラス1日ということで4日ですから、4日水につかって、早期復旧するのに3日かかるということになると、当然、給水車が来て、優先的に対応してもらおうというようなことだとは思いますが、もっと代替の、例えばあそこはもともと、聞く話によりますと酒屋だったということでございます。酒屋ということは水が出るということで、水が出るのであれば、井戸というものも1つの方法ではないかと思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 病院事務長。

○病院事務長（塩野目修一） 渋井議員がおっしゃるように、病院を維持していく上には、水というのは大変重要でございます。そのため、自家水といいますか、井戸の設置とか掘削につきましては、十分今後検討させていただきたいと考えております。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 組合長にお尋ねをいたしますが、今の話を聞いて、病院には並々ならぬお力を注ぎたいと、こういう政策でございますが、組合長としてはいかがですか。

○議長（佐藤昇市） 組合長。

○組合長（川俣純子） もともとが、いい水がとれるところなので酒づくりをされていたところだと思いますので、もしもそういうことができるようでしたら、今後検討していきたいと思っております。いい意見をありがとうございます。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 前向きに検討いただけるということで、洪水で困って、水はたくさんあるのだけれど飲み水がないと。また、さまざまな検査をするにしても、血液をきれいにするにしても、大量の水が必要だというようなところですから、逃げ遅れてしまった、逃げてきた人が入ったのだけれど水がないんだわ、というのでは、これは話にならない。それが一番重要な点ではないかなというので、よくよくその辺をご検討いただいて、前向きにお願いしたいと思えます。

あともう1つは、井戸もさまざまな利用が。大きい井戸もあれば小さい井戸もあるということで、井戸を掘って水を供給するというだけではなくて、ある意味、地下は温度が一定だということもありまして、地下の温度が一定なところを利用して、省エネのエアコンなども出ております。

これから病院は大きく改修をしていく予定があると思っておりますが、水を供給するだけの井戸ではなくて、省エネに役立って、空調関係にも使えるというような井戸について、今すぐ云々と答えをいただくわけではないのですが、そういうものもございますので、よくよく検討をいただければと思います。検討していただけるかだけ、答弁は結構なのでお願いします。

○議長（佐藤昇市） 病院事務長。

○病院事務長（塩野目修一） 十分検討させていただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） それでは、今度は病院の水道から下水にいきたいと思います。病院のところまでは那須烏山市が下水道を持ってきております。その下水道の処理施設自体が浸水区域になっているということで、いずれにしても、水が高ければ上から流れていかない。水が来ないからいいんだという話でもないと思うんです。

そうしますと、今の浄化槽を維持して下水につながないというのも、防災対策につながるのではないかなと思うのですが、下水につなぐような検討は当然、法律で決まっていますので、下水が来ればできるだけ早くつなぎなさいということになっていますが、今の話を聞いて、どのようにお考えになっているか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤昇市） 病院事務長。

○病院事務長（塩野目修一） 下水道への接続につきましては、議員おっしゃるように、3年以内というような縛りがあることは十分承知しております。ただ、今現在、病院は大規模改修、または人工透析の増床と、いろいろな重要案件を抱えている状況の中で、まだ位置の決定であるとか、そういったことが決まっておりませんので、今現在、下水道のほうに接続するとなると、その後、改修等によりまして、一度設置した配管を掘削してもう一度やり直し等のおそれがありますので、今のところは、大規模改修、人工透析の増床等の位置の決定等を踏まえてから、下水道には接続のほうを考えているところでございまして、ただ、先ほどおっしゃったような、つながないで今のままの浄化槽でもいいのかなというご質問については、検討したことは今までございませんでした。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 下水道施設も浸水すれば当然使えなくなってまいりますので、防災・減災の対応として、そういう方法があるのだというのを検討課題に乗せておいていただければと思います。

続きまして、井戸を掘ると、これは那須烏山市の議員なのであまり言えないのですが、それを利用して、例えば透析というのはとても水を使うんだと。透析をする病院には災害

対策としてしっかりとした水道をつけなさいというのが書いてあるというわけです。耐震性をしっかりと、透析するところに水をきちんと送らないと、患者さんが困ってしまうと。

そうしますと、変な話ですが、水道のかわりに井戸を使うということになると、水道料金がかからないと、単純にそういうふうになるのかなと思います。そうすると病院の経費も下がるというふうに、私はちらっと考えるところなのですが、その辺も、いわゆる費用対効果といいますか、それも検討の課題の上に置いていただけないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 病院事務長。

○病院事務長（塩野目修一） 十分検討させていただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 費用をかけて、そういう方面でも改修できるというようなことも、幾らかですよ、全部改修できるかどうかわかりませんが、そういうこともございますので、できるだけ、全体の改修の中の一部ということもあるかもしれませんが、改修もできるということになれば、ある程度早目に検討していただいて、経費削減と防災・減災対策になると、一石二鳥だというようなことではないかなと思います。それを踏まえて、これからご検討いただいて、できるだけ速やかに、早く井戸に対しての対応をお願いして、それでは次に消防のほうにいきたいと思います。

まず、消防としては水防訓練を。この水防訓練というのはいつもやっておりますしね。建設屋さんなども入って、土のう積みだなんていうふうにするわけですが、今回のこの浸水域というのは、かなり広範囲という設定になっていると思うのですが、その辺の認識については、今までとは随分違うなと思っているかどうか、お尋ねします。

○議長（佐藤昇市） 警防課長。

○消防本部警防課長（菱沼則康） ただいまのご質問ですが、国交省が平成27年9月にあった鬼怒川の決壊を契機に、水防災意識社会再構築ビジョンを打ち出しました。映像で見る限り非常に凄い洪水であるというようなことは、皆さんも認識したと思いますし、

私ども消防機関としても凄く認識を深めたところがございます。

国のほうでも、抑え込もうとするハード面の整備以外では、こういった洪水は気象状況の変化などもありましてこれ以降も続くであろうと。ですから、ハード面ばかりではなくてソフト面も充実させないといけないということで打ち出したところになります。

そんなところから、私どもも本当に、最終目標は逃げ遅れゼロというところを目指して、地域の防災力、そういったものの力を借りながらやっていかなければならないなということのを再認識いたしました。あの映像を見る限り、それから昨年も九州北部で豪雨がありました。私どもはそういったところに行きまして、とても安全な対応ができるわけがございませんし、それから人的にも、全体的に足りません。洪水などは大きくなればなるほど、すごい災害が同時多発的に起こってくるわけでございますので、そういったところを加味しますと、逃げおくれゼロというところを目指して、早目の避難であるとか、そういったものを住民の皆様にも周知していくということが十分必要であると考えております。

今後、訓練を通しましても検証しまして、どの程度の時間をかければ避難ができるのかとか、そういったところも含めまして検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 先ほどお話いただきましたが、答申の内容は、施設の能力には限界があり、施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するものだという答申になっておりまして、テレビでも、逃げるは恥だが何とか、なんていうのがはやっていましたが、まず逃げるということ、あと、その中に特に大きく書かれているもの、弱者の方を一体どうやって救うんだというようなことでございます。地域の防災力を生かして、それを訓練しながらやっていくのだということでございますが、最後に頼るのはやはり救急隊なのかなと思うところであります。

救急隊の訓練はしっかりなされていると思われまして、設備もそれなりに揃っていると思うのですが、これだけ大きい災害ということになると、ある程度準備をしておかなければならない設備等があるのではないかなと、勝手に思っているわけです。例えばゴムボートのようなものとか、船のようなものとか、そういうものを必要としないのかどうか。しないということはないと思うのですが、あまり高いものは買えないとは思いますが、そういう水防に対する設備、また人的な問題、人はあまり増やしたら大変なのですが、その辺については、人手不足、機材不足で対応できないというのではしょうがないのかなと思

うのですが、今ある能力では限界があるのか、今ある能力で非常に大きい災害が来たときに対応ができるのか、というか、対応するしかないのだということなのでしょうが、その辺ちょっとお聞かせいただければと思うのですが。

○議長（佐藤昇市） 警防課長。

○消防本部警防課長（菱沼則康） 今ある人員、設備等で災害に対応できるのかということですが、正直言って、映像で見る限りの大きな災害については、人的にも設備的にも、可能であるとは私の口からは申し上げられません。ただ、それで対応できるかどうかを判断しながら対応していくしかないというようなところであると思います。

この水防、洪水というものは、ある程度予測がつくものでございます。地震とは違います。ですので、洪水の3日前であるとか1日前、半日前、それからある程度接近してきまして3時間前とか、そういったところになりますとそれなりの準備時間があります。

水防に関しましては、各市町の水防計画に基づいて、私どもはどちらかという災害が発生したときに対応するようなことにはなるのですが、本質的には水防計画のもとでやっております。ですので、私どものできる、要は逃げ遅れゼロというところを目指すためには、早目の避難を呼びかけるための巡回といったもの、それに基づいた助言みたいなものをする予定でございます。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 今ちょうどお話が出ましたが、地震は途端にやってきますが、水に関しては、多少狂うときもあるのですが、ある程度の予測ができるところがある。そうしますと、早目早目の対応で大きな災害を減らすことができるということでございます。それで、できるだけ早く避難をしていただく、そのためにはできるだけ早くお知らせをしなければいけないというようなところで、市や町と一体となって物事に当たっていただきたいと思うところでございます。

ところで、広域行政事務組合の市町には、この洪水域とかそういうものは通知をされてあるのですが、広域行政にはこういう通知はなかったのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（澤村雅彦） 議員おっしゃるとおり、広域にはこの通知は来ておりません。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 直接通知がないとすれば、市や町から、こういうものが来たのだというような、人伝いの間接的という表現でいいかどうかわかりませんが、そういうものは来ておりますか。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（澤村雅彦） 市町からも間接的には来ておりませんので、今後、密に市町と連絡をとりまして、そのような通知が来たときにはこちらにもいただけるように対処をしていきたいと考えております。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 私はこの前の一般質問で、障害者優先調達推進計画を立てるんですよというようなことをやりました。そのときにちらっと聞いた話では、市や町から、そういう法律ができたんだよ、だからこういうことをやらなきゃならないんだよ、というような連絡とか通知みたいなものはあつたろうと聞いたところ、いやなかったんですよという話でございます。

私は障害者優先調達推進法に関しては、4月から施行なのですが、12月から一般質問をさせていただいて、那須烏山市はしっかりやっていて、まさかここにその内容が届いていないとは思っておりませんでした。また今回、この一般質問でこれを聞いてみたら、これも来ておりませんと。

組合長は、やはり広域連携をしっかりとってやるんだという、特に消防や病院という、人の命にかかわるような要のところを広域行政にお願いして、組合長としてもやっているということで、各市または町から、さまざまな通知をきれいに流して、各連携をして、ここでも早急に対応しなければならないというようなことを、今後対応をしていかなければならないのであろうと思っておりますが、その辺についてのご意見をお伺いしたいのですが、いかがですか。

○議長（佐藤昇市） 組合長。

○組合長（川俣純子） 確かに配慮が足りなかったと思います。今後とも、連絡を密にとって、協力の体制をしていきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 市民の皆さんの命や財産をしっかりと守っていかなければならない。それは市や町だけではなくて、それに一緒にやっている広域行政とも本当に密に連絡をとって対応をしていく。法令やそういうものが変われば、またこっちに通知を出したり、新しくこういうビジョンが出れば出すというようなことで、本当に一体になった、我が家などは家庭内別居みたいになっていますが、どうもそれに近いような感じではないのかなと思います。

ぜひ、市民のために、町民のために全力を尽くして、皆さんに頑張ってもらいたいというふうをお願いをいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤昇市） 以上で渋井由放議員の質問は終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は1時50分にします。

【休憩】（午後13時37分）

【再開】（午後13時50分）

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

7番、益子明美議員の発言を許可します。7番、益子明美議員。

〔 益子明美議員 登壇 〕

○7番（益子明美） 7番、益子明美です。通告書に基づき、2項目について一般質問を行います。

まず初めに、ごみ処理施設整備スケジュールについて伺います。約2年ほど前になると思いますが、前回議会で示されましたスケジュールでは、基本構想は平成29年9月まで

に示される予定でした。その後議会に示されておりませんでしたので、質問させていただこうと考え、項目に入れましたが、本日、基本構想は全員協議会で示されたところであります。

本日示された基本構想案では、新しい処理施設の稼働を平成39年度とされておりますが、大きな部分でのスケジュール変更はないと思いますが、細かいところでの遅れがあると思いますので伺っておきます。

次に、当初示されたスケジュールでは、建設候補地は既に2次、3次選定に入り、30年度には地元協議に入ることになっていましたが、予定どおりに協議に入ることができるのか伺います。

次に、一般廃棄物処理施設整備基本構想検討委員会の中では、施設の規模や財政面の検討は当然されていると思いますが、どのように検討されたのかお伺いいたします。

次に、組合長におかれましては、行財政改革の推進を掲げ市長に当選されました。那須烏山市の30年度の当初予算にも政策として反映されていることは評価されるべきことと思います。そこで、このごみ処理施設等の整備事業は、今後の広域行政の中でも一番の財政負担となる重要課題であり、その整備費の圧縮には率先して取り組んでいただきたく考えます。組合長はこの整備事業、ごみ処理施設等の建設について、どのようなお考えを持っているかお伺いいたします。

次に、那須南病院について伺います。病児保育が開始され丸1年以上がたち、乳幼児を抱える保護者にとっては、安心して育児と仕事が両立でき、喜ばれている事業であると思っておりますが、現状と、もし課題があればお伺いいたします。

次に、那須南病院の医師の確保は、病院の経営に関する重大な課題であります。現在の医師確保のための取り組みはどのようになされているか伺います。

次に、組合長は産婦人科や婦人科などの新しい診療科の新設の考えをお持ちのように聞いておりますが、今後そのような検討はされていくのか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（佐藤昇市） 組合長。

○組合長（川俣純子） ただいま、7番、益子明美議員から、ごみ処理施設整備計画について、及び那須南病院について、2項目にわたりましてご質問をいただきました。順番に従いましてお答えいたします。

まず1項めのごみ処理施設整備計画についてのご説明を申し上げます。

1点目の、ごみ処理施設整備計画の整備スケジュールは予定どおり進んでいるかについてですが、施設整備基本構想の策定が6カ月ほど遅れておりまして、現在パブリックコメントを実施しており、今年度中には策定の予定であります。

2点目の、建設候補地は絞られてきているのか、また、今年の9月までに地元協議に入ることはできるのかについてですが、現在、建設候補地の選定手順、基本的条件及びスケジュールにつきましては、正副組合長会議におきまして協議を行ったところであります。建設候補地につきましては、今後設置予定の建設候補地選定委員会におきまして絞り込みを行い、平成31年8月までに最終候補地を選定し、その後、地元との協議に入ることで予定しております。

3点目の、基本構想検討委員会では施設規模や財政面の検討はされたのかについてですが、先ほどの全員協議会の中で担当室長より説明をいたしましたように、ごみの減量化及び資源化を進めていく場合の幾つかのパターンにより、施設規模や財政面の検討をしたところであります。また、今後策定予定であります施設整備基本計画におきましても、さらに施設規模、財政面等の検討をいたす予定であります。

4点目の、組合長は建設についてどのような考えを持つかについてですが、今後、構成市町とも人口が減少していくと推計される中、また財政も厳しい中ではあります、ごみ処理施設は、衛生的で快適な生活を送る上で必要な施設であります。

また、ごみ処理施設は稼働から27年が経過しており、基幹改良工事を実施しましたが、随所に老朽化が目立ち始めておりますので、新たな施設を整備する必要があるとは存じております。新たな施設の整備に当たりましては、地域住民及び事業者のご協力により、さらなるごみの減量化及び資源化を図り、本圏域におきましても最適な処理施設を目指すと共に、地域コミュニティの場、環境教育や情報発信の拠点などとして、地域住民に親しまれる施設となるよう整備を目指してまいりたい所存であります。

次に2項目め的那須南病院について、ご説明を申し上げます。

1点目の、病児・病後児保育が開始されてからの現状と課題についてですが、病児・病後児保育につきましては、那須烏山市病児保育事業を那須南病院が委託を受ける形で実施しております。開所日は平成29年4月からで、利用者数は1月末までで現在54名であります。自治体別の利用状況ですが、那須烏山市が37名、那珂川町が5名、その他12名となっております。なお、課題ではありますが、現在のところスムーズに事業が行われておりますので、大きな課題は特に感じておりません。

2点目の、医師確保の取り組みについてですが、病院の安定的な経営及び医療の提供には医師の確保が大変重要でありますので、私自ら、年に数回、栃木県、自治医科大

学、獨協医科大学に出向き、医師の派遣要請を行っております。病院長も自治医科大学とのパイプを生かし、医師確保に努めております。また、平成29年10月からは、自治医科大学に寄附講座を設け、医師の公募も行っております。

3点目の、新しい診療科の新設についてであります。新しい診療科を設けるためには、新たな診療スペース、新たな医師が必要となりますので、これらの場所、人を確保して初めて新しい診療科を設けることが可能となります。

私も市議会議員時に婦人科の設営を要望してまいりましたので、本当に欲しいと思っております。この地域の産婦人科もありませんし、婦人科もありませんので、早急に欲しいと願っておりますが、なかなかこれは現実的に難しいので、病院の改修または新しい科ができるような状況ができましたら、即座に対応していきたいと思っております。

ただ、今のところ診療科を設けることは、前向きに検討することしかできませんので、質問の趣旨にすぐには対応できませんで申しわけありません。

なお、地方の医師不足の状況の中、那須南病院が地域住民の医療ニーズに対して、真っ当とした全ての診療科を設置することは少し難しいことかと思っております。簡単ではないのですが、なるべく前向きに進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（佐藤昇市） 7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） ご答弁いただきありがとうございます。再質問をさせていただきます。

整備スケジュールの件ですが、39年に稼働ということは当初から言われていたことなので、この時点までに遅れを取り戻した形で進んでいくという理解でよろしいのかなと思っております。

それで、建設候補地については、なかなかまだ思うように進んでいないというところで、正副組合長会議等で調整されているところであると思うのですが、この委員会の中で、候補地の件は、その選定のプロセスをオープンにすべきだという意見が委員の方から出されています。基本構想の検討委員会で、その点については候補地選定委員会をつくって検討していくというようなお答えでありましたが、やはり、どこに候補地があって、その予定地の近隣住民の方が納得していくためには、やはりきちんとしたプロセスの手順と情報の透明性が確保されなければならないというふうに私も思っているのですが、この辺について、組合長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 組合長。

○組合長（川俣純子） 候補地の選定につきましては、今のところ説明は十分にしていきたいと思っています。ただ、まだ決定ではないので、何個か……ちょっと待ってください、事務的なことは総務のほうで答えてもらいます。

○議長（佐藤昇市） 施設整備室長。

○施設整備室長（澤村雅彦） ただいま益子議員から言われました、きちんとしたプロセス、透明性というお話でございますが、やはり建設候補地の選定につきましては、慎重に、丁寧に、迅速に進めていかなければならないと考えているところでございまして、ただ、問題は、塩谷広域さんを例に出すと大変失礼になるわけなのですが、ある程度候補地が決まった段階で4カ所を公表した段階で、そこで反対運動が起きてしまったということがありまして、そこから塩谷広域さんは8年、今の建設予定地に決まるまでかかったという経緯もありますので、その辺は、建設候補地選定につきましては、情報開示の部分もできる限り公開はしていく予定であります。最終候補地が決まった段階で公表をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） 課長の言っていることはよくわかります。反対運動につながっていかないような形をとるとというのが一番なのですが、ただ、複数候補地が選定されるわけですね。その中で、コスト面とか環境面とか環境影響評価などを含めた評価項目を点数化した、そのプロセスというのは、それは公表すべきであると思うんです。どこの地点という名前は出さなくても、いまこういったことで評価をされていますよという、その中間の部分はきちんと踏んでいくべきだと思いますが、それはどう考えていますか。

○議長（佐藤昇市） 施設整備室長。

○施設整備室長（澤村雅彦） プロセスでございますが、基本的に候補地の選定につき

ましては、第1次選定につきましてはコンサル業者のほうに委託をするということで考えております。その後、候補地の絞り込みにつきましては、先ほどお話をさせてもらいました建設候補地選定委員会のほうで段階的に絞り込みをしていくということで考えておりました。最終的には正副組合長会議でご決定をいただく予定としているところでございまして、どうしても、先ほど言いましたように、慎重に対応しなければならない問題でございますので、そのプロセスにつきましても、公表できる部分につきましては公表をさせていただければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） どの段階でオープンにできるのかというのは、すごく微妙なところではありますが、ただ、最終的にここが候補地だということで出されたときに、その地域の近隣住民が納得できるような材料を揃えておかなければ、やはり、どんな地域であっても、その候補地に当たっても、なかなか同意を得られないという方向に行ってしまうので、その公平性といいますか、透明性というのは担保していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、今日示された基本構想の中で、全員協議会の中でも何点かやりとりをさせていただいたところでありますが、一番最初に示されたスケジュールの中で、施設規模がエネルギー回収型廃棄物処理施設は、16時間稼働で50トン、リサイクル施設は5時間稼働で18トン、それからし尿処理施設は1日45キロリットルといった案で、公設公営という形で議会は示されました。

そういった面で、委員会の中できちんと精査されて、規模を小さくされてきたというのは評価に値するところだと思っておりますが、この中で、最初、この規模で70億という金額が、確か出ていたような。私も確かではないのですが。ただ、規模が小さくなりました。それでもやはり今回示されたトータルの金額は66億であります。

この辺の、施設の事業費の設定の仕方というか、そこがやはり最初に示されると、そこが基準になってどんどん上がってってしまうんです。下がるということはなかなか難しいんです。ですから、なるべくこの事業費を最初に下げて、ハードルを低く設定して、そこに参入してくる事業者にとっては厳しい選定を設けていただきたいと思っております。

先ほど、41億400万円という、36トンで41億400万円ということで、トン当たりが1億1,400万円という、私にとってはとても高額なごみ処理施設という認識です。

私たちが勉強会を開いて、そのときに勉強したときは、50トン以下の施設というのはとてもコスト高になるということは把握しているのですが、全体的な処理施設の平均的な1トン当たりの価格は5,000万というふうに出されていたと思います。それよりも圧縮できるのではないかというような、そのときの先生の話でしたが、時期的な部分とか、材料高騰とか、いろいろ考えましても、この1トン当たり1億1,400万というのはすごく高いと思います。

先ほど、トン当たり1億1,400万円の事業費の概算をどういうふうにしたのかを聞きましたら、25年から27年の施設の実勢価格を平均化したものという、50トン以下ですね、お話があったのですが、どのくらいの施設を調査されて、その施設がどういった入札経過、または随意契約によっても全然金額が変わってきますよね。その辺を、どういった抽出方法でこの事業費を出してきたのか、そこをまずお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 施設整備室長。

○施設整備室長（澤村雅彦） 1トン当たりの単価でございますが、これにつきましては都市と廃棄物という冊子が出されておまして、そこでまとめられたものの、先ほど言いました平成25年から平成27年度の3カ年の49トン以下の平均単価が1億1,400万円であるということでありまして、そのほか、先ほど申し上げましたように、49トン以下、50トンから99トン、100トン以上の施設の区分を調べまして、参考に申し上げますと平成27年度の全国的な建設件数は全部で14件でありまして、100トン以上が6件、50トンから99トンが4件、49トン以下が4件ということで、全部で14件になるのですが、そのときの単価が、49トン以下が1億2,310万円、50トンから99トンが8,879万7,000円、100トン以上が7,099万9,000円という数字でして、これを参考に、金額のほうは出させていただいたところでございます。

すみません、参考に、49トン以下の平成23年から27年度までの1トン当たりの価格を申し上げたいと思います。平成23年ですと6,087万、平成24年度が1億3,743万5,000円、25年が1億1,434万1,000円。平成27年度の49トン以下は1億2,039万円です。

○議長（佐藤昇市） 7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） 25年から27年の49トン以下の施設って、一体何件あったの

ですか。

○議長（佐藤昇市） 施設整備室長。

○施設整備室長（澤村雅彦） まず平成25年度が3件、平成26年度が1件、平成27年度が4件の、8件になります。

○議長（佐藤昇市） 7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） この8件のうち、それでは、当初の予定では、南那須広域のごみ処理施設はストーカ方式を採用するという話でありました。このストーカ方式の概算事業として、この事業費を計算したのか、それとも、いまおっしゃった8件を横並びにして平均値を出したのかというところなのですが、その辺はいかがですか。

○議長（佐藤昇市） 施設整備室長。

○施設整備室長（澤村雅彦） 8件を横並びにして出させていただきました。

○議長（佐藤昇市） 7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） そうしますと、ストーカ式と、流動式とかRDF炭化施設とかガス化改質方式とか、いろいろな方式があつたりして、それがごちゃまぜの中で横並びになると、どうしても事業費が上がるんです、これは絶対。

ですから、南那須広域はストーカ方式ということの前段で言っていて、それに合った事業の概算事業費を出すべきだと思いますが、それはいかがですか。

○議長（佐藤昇市） 施設整備室長。

○施設整備室長（澤村雅彦） 処理方式につきましては、以前ストーカ方式というお話はさせていただいたところなのですが、最終的には、平成32年、33年と策定予定の施設整備基本構想の中で決めさせていただければと考えているところでして、もう少し詳しくこのデータを調べればよかったところなのですが、いま現在は、申しわけないのですが

この程度しかわからない状況ということでご理解いただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） そうしますと、33年の基本計画の中で、きちんとした事業費が出てくるという理解でよろしいですね。そうしますと、できれば、一番この南那須広域に合った方式で、かつ安い方式で概算事業費を出していただくべきだと思います。

この41億400万というのが今現在出ますと、これがとてもひとり歩きするのかなと思います。これ以上に上げないという考え方があるのかどうか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 施設整備室長。

○施設整備室長（澤村雅彦） この単価につきましては、消費税も8%の単価でありまして、消費税が10%になったときにはさらに上がるかと思えます。

広域行政といたしましても、先ほども概要版のほうで説明させていただきましたように、構成市と町のほうと、できるだけごみの減量化・資源化に取り組んでいきまして、できるだけコンパクトな施設の建設を目指していきたいと考えてございますので、ご理解のほうをお願いできればと思います。

○議長（佐藤昇市） 7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） できるだけ、やはりコストを抑えるということが大前提だと思うんです。人口減の南那須広域地域ですから。どんどんごみも減るのは当然なんです。ですから、そんな大きな焼却炉は要らない。設備も大きな設備でなく、循環型社会といえども、いろいろな附帯設備を取り入れないで、コスト削減だけ求めていただければと私は思っているのですが、その辺も考慮しながら、今後の基本計画に移っていただければと思うのですが、先ほどからお伝えしている勉強会の中で、一番大切なのはコンサルの選び方だと。コンサル次第で価格は上がったり下がったりするということはとても言われております。

この基本構想を策定するに当たって契約したコンサルと、次の基本計画のコンサルというのは同じと考えているのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 施設整備室長。

○施設整備室長（澤村雅彦） 基本構想のコンサル業者の選定につきましては、指名競争入札によりまして9社を指名し、7社が応札いたしまして、そこから1社を選定したわけでございます。施設整備の基本計画につきましては、また新たに業者を選定することで考えています。

○議長（佐藤昇市） 7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） それは当然そういうふうにお考えいただいていると思ったので、一応確認させていただいたのですが、コンサルの選定というのは、各業務ごとに入札・選定することが国の基準となっていると。基本計画、基本設計業務と発注者支援業務、それから設計施工管理業務に係るコンサルタントはそれぞれ入札・選定することを義務づけているとなっておりますので、これはきちんとしていただけるようによろしく願います。

それから、この委員会の中でもそうですが、スケジュール上でPFI事業としても検討していくという形になっております。当然、PFI事業でBTO方式がいま、盛んに行われています。設計、施工、管理、運営までするとすると、塩谷広域のように莫大な予算が出てきて、最終的に広域の議会の否決などというふうになってしまうのを避けていただきたいと思うんです。

そのPFI事業はというふうに、この広域にとってどういう形が望ましいということ臨んでいくのか、まず伺いたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 整備室長。

○施設整備室長（澤村雅彦） 施設の運営方法につきましては、平成32年にPFIの導入可能性調査というものを実施したいと考えているところでありまして、公設公営がいいのか、塩谷広域さんのようにDBプラスOがいいのか、DBOがいいのか、あとPFIがいいのか、その辺につきまして調査研究をさせていただければと思っているところです。以上です。

○議長（佐藤昇市） 7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） これから導入の可能性の調査に入るということですので、ここではこのぐらいにとどめたいと思いますが、その辺も、管理運営まで入ると、運営が果たしてこういった小規模の施設に合っているのかというところは大いに疑問でありますので、その辺はしっかり調査をしていただきたいと思います。

それから、組合長のお考えをお伺いしたわけですが、こういった施設は必要なもので、きちんと整えていかなくてはいけない、建設推進ということでのお立場の発言だったかと思うのですが、前回、2年ほど前に、一般質問の中で考え方をお伺いしたときに、当時の大谷組合長は、25年に隣接する那須広域、塩谷広域及び芳賀広域において共同処理についてのアンケート調査をしたと。そのときに、各広域とも受け入れはできないとの回答があって、理由は地元との協定により受け入れできない、さらには広域化はできないとか、施設の処理能力に余裕がないという考えだったということです。

そのアンケートはいただいたのですが、26年には那須広域と塩谷広域を事務局長、管理課長及び担当課長が共同処理について訪問して、またお話をされたということなんですよ。

基本構想ができて、39年の稼働を目指して新設するという方向性なのですが、組合長も新しくなられたことですし、もう一度正副組合長レベルで、ぜひ他広域のほうに広域連携を持ちかけるお話をされるのがいいのではないかと。ここでもう一度、なかなか南那須広域で70億以上からの予算を出して、新しいごみ焼却施設を長年にわたって設営管理していくのは大変なことだというお考えがあるのだったら、そういったことも必要かと思うのですが、いかがお考えになりますか。

○議長（佐藤昇市） 組合長。

○組合長（川俣純子） 確かに、そういうものもあると思います。まず、かなり迷惑施設というか、それをほかの地域に頼むということは、相当こちらで予算的なものや経費をかけていくことになると思います。だから、自分のところで自前に持っていて、それでいいことなのか、ほかにお金だけで委託するのか、その辺も検討していくことができるかと思っています。

組合長が私にかわりましたから、急に相手が大丈夫だと言うことはほとんどないと思います。ただ、一応、頼みに行ったりということは幾らでもできると思います。そういうのが仕事だと思っておりますので、伺いたいと思いますが、いい結果が出るかどうかはちょ

っと保証しかねますので、相手方がありますことなので、その辺はご配慮いただけるとありがたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） 26年度には、なぜかわからないのですが芳賀広域には行ってないんですね。私は、前回の質問の後に、益子町の法務人副町長とお話する機会があって、いや実は南那須広域はこういった施設をつくらなくちゃいけなくて大変なんですけど、芳賀広域の見学をさせていただいたときに、随分余力があるようなので、ほかから受け入れるというようなことは、事務レベル担当者会議等で、一旦はお断りされているのですが、可能なことなのでしょうかと言ったら、おそらく可能じゃないの、みたいな感じで、軽く。そのときは軽く言われただけの話かもしれないのですが、政治的判断というか、きっちりここで基本構想のうちに最終的なそういう確認を今一度していただくのがいいのかなと思います。それが本当にだめだったら、これは本当に進めていかななくてはいけない、最終的な判断の時期と思っていますので、ご尽力いただければと思うのですが、その辺は要望させていただきたいと思いますのでお願いします。

ごみ焼却場の件はこれぐらいにして、那須南病院の件についてです。

病児保育のお話は、順調に進んでいるということだと思っておりますが、その他ということで、那須烏山市と那珂川町以外のその他の12名というのは、どのような地域から来ていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 病院事務長。

○病院事務長（塩野目修一） その他の12名の内訳でございますが、高根沢町が3名、矢板市が8名、真岡市が1名であります。この方々はいずれも市内に事業所がある方でございます。

○議長（佐藤昇市） 7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） わかりました。ありがとうございます。ちょっと那珂川町の利用者が少ないのが気になったのですが、それだけ子供が那珂川町は少ないのかなという、理由というのはわかりません。はい。了承いたしました。

それから、医師の確保の件ですが、組合長自らが自治医科大や獨協医科大学にご足労いただいていると思います。病院長を初め、統括管理官などにも大変お世話になりながら医師確保に取り組んでいただいていると思うのですが、ここの那須烏山市と那珂川町出身の、医大を出た研修医さん、それから医師が、かなりの人数いると思うんです。そういった方たちがこちらに戻ってくるということも、可能性の中にはあるのではないかと考えています。そういった方たちを一件一件当たってお話されていくということも、一つ必要ではないかなと思っているのですが、組合長はいかがお考えですか。

○議長（佐藤昇市） 組合長。

○組合長（川俣純子） 確かに大切だと思っています。私も何名か知っているのですが、本人にはなかなかお会いできないのですが、ご両親にお会いしたときは必ず、戻ってきてくださいと。勤めていただけたらありがたいというふうに伝えております。なかなか、若いうちは、ここの地元にも帰ってこられないほど、緊急をやっていたりとか、救急の部門にいたりして、戻ってくることもできないような方も多いので、できたら戻るときは必ず那須烏山に来て、那須南病院に勤めてくださいとは、ご両親には伝えております。本人に会ったときも言っていますので、一応そのほうは努めているつもりでございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤昇市） 7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） そういったお話をされているというところだと思うのですが、それが、地元ですから、帰ってきたくないということはないと思うんです。地元に貢献したいとか、ふるさとであったり、家族がいたりということから考えると。ただ、研修先だったり、大学の関係があったりするので、なかなか帰ってくるプロセスが難しいのかなと、よくわからないのですが素人ながら考えます。

そういった、この南那須地区の出身の方が、那須南病院に就職できるには、こういったプロセスが必要なのか、どうしたら戻ってこられるのかということ、病院の中で考えていただくということはどうでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 病院長。

○病院長（宮澤保春） ぜひ考えてまいりたいと思います。中々、地元にどういふ方々がおられるのかという情報が、まず我々のほうにいただけるような仕組みを、ちょっとつくっていききたいと思いますが、ぜひ皆さんのご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤昇市） 7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） そういった情報を広く収集していただいて、ぜひ地元にも。私も結構声をかけているんです。那須南病院に帰ってきませんかという声をかけているのですが、でも具体的に、本人にしたら、どうやって帰ってこられるのかなど。どうやってそこにたどり着けるのかなどというのがわからないと、その一歩が踏み出せないということがあると思ひます。だからその辺をうまくマッチングしていただけるといいのかなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の産婦人科、婦人科などの新しい診療科については、新たな診療スペースと医師が揃わないということも私同意見ですので、ぜひ、女性としては婦人科、産婦人科が本当はできれば、少子化に歯どめがかかる1つの案になるのかなと思ひますので、ぜひ、困難な道のりだとは思ひますが、頑張っけて取り組んでいただきたいというふうにお願ひします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（佐藤昇市） 7番、益子明美議員の質問が終わりました。これで一般質問は終わります。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成30年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

[午後14時28分閉会]